

学 位 論 文 題 名

一株当たり利益情報の研究

学位論文内容の要旨

本研究は、稀薄化した一株当たり利益の計算や報告の構造が、遡及修正と「拡張した後発事象」の織り込みを基礎にした「一株当たり利益情報」として利用されることを前提していることを明らかにし、将来事象の織り込みを行う一株当たり利益情報の有用性や信頼性の源泉を明らかにすることを目的としている。

第1章「序説」、第2章「米国における一株当たり利益会計基準の変遷の分析」、第3章「財務会計基準書第128号の分析」、第4章「一株当たり利益情報における「拡張した後発事象」の導入と展開」、第5章「結語」の5つの章で考察を行っている。

第2章において、米国における一株当たり利益会計基準の変遷の分析を通じて、稀薄化した一株当たり利益が、企業の長期的な趨勢を表す会計情報、すなわち一株当たり利益情報として報告されることの必要性を明らかにしている。

会計基準に稀薄化した一株当たり利益が、はじめて明示されたのは1966年のAPBO No.9である。それ以前の会計基準では、もっぱら一株当たり利益を利用することについての利用者への注意喚起が中心になっていた。会計基準が一株当たり利益の報告に消極的な態度を採ったのは未発達な会計基準が原因であった。

APBO No.9以降は、企業の長期的な趨勢を表すための一株当たり利益情報の有用性が明示され、当時の実務よりも進んだ計算と報告の方法が積極的に採用された。会計基準が大きく変化した主な原因は、当期業績主義から包括主義へと損益計算書の作成方法が変化したことにある。稀薄化した一株当たり利益の報告と損益計算書の包括主義の密接な関わりを考察した。

APBO No.9は、実務的には大きな欠陥を有するものであった。この欠陥は、1960年代後半におけるコングロマリット合併の隆盛期に深刻な問題を引き起こす原因になった。この欠陥を改めて、より厳格な一株当たり利益会計基準として公表されたのがAPBO No.15である。APBO No.9からAPBO No.15への改善は、遡及修正再表示に関する「報告」と、稀薄化の概念整理を中心にした「計算」の二つの面から行われた。APBO No.15は、計算と報告の両面で改善を進めた結果、米国の発達した資本市場や投資家中心の資金調達が前提になり、APBO No.15の規定は、多くの国々では適用できないものになった。

一株当たり利益会計基準に関して、孤立状態を脱し、米国を中心にグローバル・スタンダードを確立すべく、新基準SFAS No.128が公表された。

これらの考察を通じて、米国における一株当たり利益会計基準が、企業の長期的な

趨勢を表す一株当たり利益情報を有効に機能する方向に精緻化されていった変遷を明らかにした。

第3章では、現行の一株当たり利益会計基準である SFAS No.128 の分析を行っている。とくに APBO No.15 との比較を中心に分析を行っている。まず両基準における一株当たり利益の報告方法について比較した。この比較分析によって、両基準における「二元表示」の意味内容の異なることが明らかになった。つまり、稀薄化した一株当たり利益の内容に変化があることを明らかにしたのである。この変化は、潜在稀薄化証券の概念が変更されたことを原因とする。とくに APBO No.15 規定の特色であった普通株式相当証券概念が廃止されたことが重要になっている。普通株式相当証券の性質や、それが廃棄されたことを検討する。これらの考察によって、SFAS No.128 における潜在稀薄化証券の意味合いが明確になった。

一株当たり利益の稀薄化の計算構造についても、SFAS No.128 と APBO No.15 との比較分析を行う。APBO No.15 当時に多くの批判が浴びせられた自己株法、普通株式相当証券概念の廃棄と密接に関わる転換仮定法、稀薄化計算の特色が顕著である偶発発行普通株式について検討している。稀薄化した一株当たり利益の計算構造の考察によって、稀薄化した一株当たり利益の報告と遡及修正再表示との対称性が明らかになり、一株当たり利益の稀薄化が適時性の見地から正当化される「拡張した後発事象」の織り込みであることを明らかにする。

これまでに認識されることのなかった、「拡張した後発事象」という概念について考察を行ったのが第4章である。ここでの考察の結果、「拡張した後発事象」が「次期以降に生じる事象のうち、当期の状態が維持された場合に生じる事象で、かつ、事象が生じた場合に財務諸表において遡及修正再表示を必要とする事象」であると結論づける。

わが国の一株当たり利益会計基準は、表面的には SFAS No.128 の計算構造と類似したものになっている。しかしながら、稀薄化した一株当たり利益の計算や報告の構造を支える遡及修正再表示を規定していない点で、SFAS No.128 とは実質を異にする会計基準になっている。遡及修正再表示と稀薄化した一株当たり利益の報告が一体になって、企業の長期的な趨勢を表す会計情報になっているという本研究の考察結果から、遡及修正再表示の規定を設けない、わが国の企業会計制度の問題点を明らかにした。この問題点は、皮相的な国際的調和化が目指されたことに原因がある。

海外基準の皮相的な模写では、わが国の企業会計制度は不適切なものになる。わが国の経済状況の変化により、企業会計制度も投資家中心の会計へと移行しなければならない。国際的な標準と、従来の制度との折衷による会計基準の設定ではなく、投資家のための企業会計制度を確立すべきである。

学位論文審査の要旨

主 査	教 授	早 川	豊
副 査	教 授	小 島	廣 光
副 査	助教授	吉 見	宏
副 査	助教授	蟹 江	章

学 位 論 文 題 名

一株当たり利益情報の研究

本論文は、早くから企業の資本構造の複雑化を経験した欧米の一株当たり利益情報の改訂が数段階にわたって行われ、それらの社会経済的背景と会計学的意味付けを明らかにしようとするものである。

本論文は、序説(第1章)、米国における一株当たり利益会計基準の変遷の分析(第2章)、財務会計基準書第128号の分析(第3章)、一株当たり利益情報における「拡張した後発事象」の導入と展開(第4章)、及び結語(第5章)から構成されている。

第2章「米国における一株当たり利益会計基準の変遷の分析」は、米国のGAAPであるSFASとその前身であるAPBO(1973年に終了)の一株当たり利益情報の会計基準の新設と改訂の会計学的意義について論じたところである。

一株当たり利益情報の会計基準がなかった時代(1966年 APBO No. 9が発表されるまで、APBOの前身はARBといわれる。)には、一株当たり利益情報は証券アナリストによって勝手な方法で計算され、投資家に流されていたことにより、1941年 ARB No. 8、1942年 ARB No. 13などによって有害な情報であることが警告されていた。

1960年代はコングロマリット合併が盛んな時代であり、合併の対価としてさまざまな持分証券が発行され、資本構成が急激に複雑化した年代である。従来、当期業績主義であったものから、合併が繰り返されたことにより、1966年 APBO No. 9でグループ構成の変化する姿を包括主義によって、経常利益、特別損益、最終的な包括主義の当期利益という複数の利益で経営成績を把握させることになった。同時に、証券アナリストが勝手に計算し流していた一株当たり利益情報に規制をかけ、一株当たり利益情報の会計基準の新設も行われた。しかし、この会計基準には多くの抜け道があり、見直されることになった。

1969年 APBO No. 15(実質、30年間変更なし)は、抜け道防止と保守主義の貫徹のため、二つの保守主義的一株当たり利益の開示を強制した。これは米国独自の資本市場を前提とした複雑なものであり、資本市場が発達していない諸外国では、適用不可能なものであった。

複雑にしたのは、普通株式相当証券であるか否かの判定(イールド・テスト)、潜在稀薄化証券の期首現在みなし権利行使株式数の計算(自己株法)、分母の修正に伴う分子の調整計算(転換仮定法)、逆稀薄化防止計算、過年度の一株当たり利益の遡及修正計算(持分プーリング法、株式分割)などの規定である。これら複雑な規定を設例を通じた説明によって、一株当

り利益計算機構を明確にしている。

本論文は、実際に権利行使がなされるのは数年先であっても、期首現在に権利行使されたものとみなし、従来の後発事象（決算後から決算公表までの期間の重要な経営事象）を拡張している。これを本論文では「拡張した後発事象」の稀薄化計算と位置付けている。

第3章の「財務会計基準書第128号の分析」は、最近発表された1997年 SFAS No. 128と従来の1969年 APBO No. 15との会計学的な比較研究である。従来、一株当たり利益計算が保守的で厳密であったのは、資本市場が発達した米国ならではのことである。グローバル・スタンダードにすべく、IASC（国際会計基準委員会）と協調して、表面上は歩み寄りながら実を取ったのが新基準である。基本的には、従来基準の簡素化を図り、潜在稀薄化証券の実質判定から形式判定への改正、一株当たり利益高低法の採用による保守的一株当たり利益と法的一株当たり利益の二元表示という部分改正である。

米国会計基準のグローバル・スタンダードへの移行のために、精緻化された保守的一株当たり利益計算を改め、形式判定を取り入れた保守的一株当たり利益の計算を強要し、ローカル・スタンダードである法的一株当たり利益をも計算・開示させることで、アメリカ流投資に役立てようとしたのである。

諸外国では、企業の成長を示す一株当たり利益を重要視しているため、長期的趨勢が判断できるように、当期ベースで数値の連続性を保っている。これが遡及修正による再表示である。活発なM&Aによって資本構成が複雑になった現在、当期ベースで過去を見直す必要が現在株主や投資家から要望されたのである。遡及修正による再表示には事務コストが必要であるが、便益がより大きいと欧米では考えているのである。

他方、わが国の会計基準では、遡及修正による再表示の基準はない。それは法的に株主総会で確定した会計数値を勝手に修正することはなじまないし、遡及修正による再表示は、企業のコスト負担、官庁等のデータベースの書き換えコストがかかるなどの各種の意見が考えられる。これが、わが国会計基準の最大の欠陥となっていると著者は論じている。

第4章の「一株当たり利益情報における「拡張した後発事象」の導入と展開」では、一株当たり利益の分子である当期利益の計算で「後発事象」の拡張現象が採用されているものとして、税効果会計の繰延法から資産・負債法への会計基準の改訂の流れを取り扱っている。税効果会計は税務会計と企業会計の資産・負債の差額のうち、一時差異の部分に税率を乗じたものを繰延税金に計上しようとするものであるが、その税率は当期の税率か、一時差異が解消する時期の税率によるべきかで繰延税金の金額が変化してくる。従来は、当期の税率を乗じていたものから、今日では一時差異が解消する将来の税率を乗じるべきだと変更されている。このことは、当期利益の計算上、「後発事象」の拡張現象とみてとることができ、その他の方面でも、企業会計の発展、透明性拡大のために「後発事象」をいち早く織り込む方向を示唆している。

以上、本論文は、一株当たり利益情報の分母、分子の問題を「拡張した後発事象」概念と「遡及修正による再表示」概念を中心として歴史的な視点から会計学的に検討し、わが国の企業会計の理論整備と制度確立に向けた緻密な研究である。審査委員全員、本論文を博士（経営学）の学位を授与するのに値するものであることを認める。